

首都大学東京 東京都アジア人材育成基金による留学生の募集

Q & A

Q1 「アジア諸国」の範囲は。

→A1

「アジア諸国」については、東アジア、東南アジア、南アジアの、以下の国及び地域を対象にしています。

バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、中国、東ティモール、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モルディブ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、韓国、スリランカ、台湾、タイ、ベトナム

Q2 「アジア諸国の国籍」に日本国籍は含まれるのか。

→A2 今回の基金の趣旨から、含まないものとする。

Q3 在留資格についての条件については。

→A3 既に「留学」の査証により、日本の大学に在籍している者（研究生を含む。）は応募できない。また、本学入学後、在留資格を「留学」以外に変更した場合は、本件の留学生としての資格を失う。

Q4 現在、日本に在住していても応募できるのか。

→A4 日本在住の「アジア諸国の国籍を有する」外国人のうち、出入国管理に関する特別永住者、出入国管理及び難民認定法による永住の許可を受けている者は応募できない。

詳しくは、各研究科のホームページをご覧ください

理工学研究科 <http://www.se.tmu.ac.jp/>

都市環境科学研究科 <http://www.ues.tmu.ac.jp/index.html>

システムデザイン研究科（航空機用先進複合材構造に関する研究分野）

<http://www.sd.tmu.ac.jp/>